

## ○新旧対照表(製作請負契約条項からの抜粋) 1/2

<旧>	<新>
<p>(第三者等損害負担)</p> <p>第15条 乙は、この契約の履行に関して第三者に身体的又は財産的損害を与えた場合は、これにより生じた損害賠償の責めを負う。</p> <p>2 乙は、この契約の履行に関して甲に損害を与えた場合であって、他の条項の規定により損害が補填されない時は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が、<u>甲の責めに帰すべき事由に基づく場合</u>は、この限りでない。</p>	<p>(損害賠償責任)</p> <p>第15条 乙は、この契約の履行に関して甲に損害を与えた場合であって、他の条項の規定により損害が補填されない時は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が、<u>乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 乙は、この契約の履行に関して第三者に身体的又は財産的損害を与えた場合は、これにより生じた損害賠償の責めを負わなければならない。</p> <p>(削る)</p>
<p>(履行遅滞)</p> <p>第23条 乙は、納期までに契約物品を納入することができないと認めるときは、遅滞なくその事由及び納入予定日を甲に通知し、その指示に従わなければならない。</p> <p>2 乙は、納期を過ぎて契約物品を納入したときは、遅滞部分につき、納期の翌日から納入の日までの日数について、<u>1日につき契約金額の1000分の1に相当する遅滞金を甲に支払うものとする。</u>ただし、乙の責めに帰し難い事由により納入が遅滞し、甲がこれを認めた場合、及び第32条の規定により契約の解除をしたときは、この限りでない。乙の履行遅滞による甲の損害額が遅滞金の額を超える場合には、乙はその超過額を甲の請求書受領後速やかに甲に支払う。</p> <p>第3項(省略)</p>	<p>(履行遅滞)</p> <p>第23条 乙は、納期までに契約物品を納入することができないと認めるときは、遅滞なくその事由及び納入予定日を甲に通知し、その指示に従わなければならない。</p> <p>2 乙は、納期を過ぎて契約物品を納入したときは、遅滞部分につき、納期の翌日から納入の日までの遅滞日数に応じて、<u>契約金額に対して年10パーセントに相当する遅滞金を甲に支払わなければならない。</u>ただし、乙の責めに帰し難い事由により納入が遅滞し、甲がこれを認めた場合又は第31条の規定により契約の解除をしたときは、この限りでない。乙の履行遅滞による甲の損害額が遅滞金の額を超える場合には、乙はその超過額を甲の請求書受領後速やかに甲に支払わなければならない。</p> <p>第3項(省略)</p>
<p>(危険負担)</p> <p>第24条 契約物品の受渡し前に生じた乙の提供すべき契約物品の滅失、毀損その他の損害は、全て乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。</p> <p>(不可抗力)</p> <p>第25条 天災その他の不可抗力によって、契約物品の既成部分に重大な損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づき生じた損害及び火災保険その他の保険等によりてん補される損害を除く。)を生じたときは、乙は、事実発生後、遅滞なく状況を甲に通知し、その確認を受けなければならない。<u>この場合の損害額及び負担方法は、甲乙協議して定める。</u></p>	<p>(危険負担)</p> <p>第24条 契約物品の引渡し前に生じた乙の提供すべき契約物品の滅失、毀損その他の損害は、全て乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。</p> <p>2 前項の場合において、天災その他の当事者双方の責めに帰することができない事由によって、契約物品の既成部分に重大な損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づき生じた損害及び火災保険その他の保険等により填補される損害を除く。)を生じたときは、乙は、事実発生後、遅滞なく状況を甲に通知し、その確認を受けなければならない。</p>

## ○新旧対照表(製作請負契約条項からの抜粋) 2/2

<旧>	<新>
<p>(瑕疵担保) 第26条 乙は、契約物品の受渡し後1年以内に当該物品について瑕疵が発見されたときは、甲の請求に基づき、乙の負担において、甲と協議した期限までに、その瑕疵の修理、取替えその他必要な措置をとらなければならない。</p> <p>2 乙は、前項の瑕疵によって甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。</p>	<p>(契約不適合責任) 第25条 乙が甲に引き渡した契約の契約物品につき、種類、品質又は数量に関して契約の内容に対する不適合(以下「契約不適合」という。)が認められる場合において、甲が契約物品の引渡しを受けた後1年以内にその旨を乙に通知したときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求し、又は解除することができる。ただし、次の各号に掲げる場合は、甲は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求し、又は解除することができる。この場合において、甲の乙に対する損害賠償の請求はこれを妨げない。</p> <p>(1) 履行の追完が不能であるとき。 (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。 (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。 (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>第3項及び第4項(省略)</p>
<p>(甲の契約解除権) 第32条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(1) 正当な事由がなく、乙が作業等を実施すべき時期を過ぎても実施しないとき。 (2) <u>乙の責めに帰すべき事由により、納期内又は納期後相当の期間内に契約物品を納入する見込みがないと甲が認めたとき。</u></p> <p>第1項各号(省略)、第2項～第6項(省略)</p>	<p>(甲の契約解除権) 第31条 甲は、第25条第1項から第3項まで、第39条第7項及び第8項並びに第40条第1項及び第2項に定める場合のほか、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(1) 正当な事由がなく、乙が作業等を実施すべき時期を過ぎても実施しないとき。 (2) <u>納期内又は納期後相当の期間内に契約物品を納入する見込みがないと甲が認めたとき。ただし、甲の責めに帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。</u></p> <p>第1項各号(省略)、第2項～第6項(省略)</p>

【下線部分は民法改正に伴う主な改正部分】